

○住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目（平成12年3月24日建設省住備発第42号、建設省住整発第27号、建設省住防発第19号、建設省住街発第29号、建設省住市発第12号建設省住宅局長通知）
 （傍線部は改正部分）

新	旧
<p style="text-align: center;">住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目</p> <p style="text-align: right;">建設省住備発第42号 建設省住整発第27号 建設省住防発第19号 建設省住街発第29号 建設省住市発第12号 平成12年3月24日 建設省住宅局長通知</p> <p style="text-align: right;">最終改正 令和6年3月29日 国住備第461号 国住整第125号 国住事防第18号 国住街第177号 国住市第88号</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 対象の範囲 共同施設整備等の補助対象の範囲は以下のとおりとする。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 共同施設整備 イ・ロ (略) ハ その他の施設等整備等費 (1)～(11) (略) (12)高齢者等生活支援施設整備費 ①・② (略)</p>	<p style="text-align: center;">住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目</p> <p style="text-align: right;">建設省住備発第42号 建設省住整発第27号 建設省住防発第19号 建設省住街発第29号 建設省住市発第12号 平成12年3月24日 建設省住宅局長通知</p> <p style="text-align: right;">最終改正 令和5年3月31日 国住備第475号 国住整第48号 国住事防第36号 国住街第254号 国住市第113号</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 対象の範囲 共同施設整備等の補助対象の範囲は以下のとおりとする。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 共同施設整備 イ・ロ (略) ハ その他の施設等整備等費 (1)～(11) (略) (12)高齢者等生活支援施設整備費 ①・② (略)</p>

③ 次に掲げる高齢者の生活を支援するための施設の整備に要する費用（地域優良賃貸住宅1戸につき 2,125千円を限度とする。）

- 1 総合生活サービス窓口
- 2 情報提供施設
- 3 生活相談サービス施設
- 4 食事サービス施設
- 5 交流施設
- 6 健康維持施設
- 7 介護関連施設
- 8 前各号に掲げる施設に付随する付随収納施設等

④～⑦ （略）

(13)～(33) （略）

附 則 （略）

附 則

改正後の細目は、令和6年4月1日から施行する。

③ 次に掲げる高齢者の生活を支援するための施設の整備に要する費用（地域優良賃貸住宅1戸につき 1,943千円を限度とする。）

- 1 総合生活サービス窓口
- 2 情報提供施設
- 3 生活相談サービス施設
- 4 食事サービス施設
- 5 交流施設
- 6 健康維持施設
- 7 介護関連施設
- 8 前各号に掲げる施設に付随する付随収納施設等

④～⑦ （略）

(13)～(33) （略）

附 則 （略）

(新設)